


再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検
タスクフォースでのご意見に対する
農林水産省の対応について



令和3年3月23日
農林水産省

再エネ導入に向けた農林水産省における対応について

見直しの方針

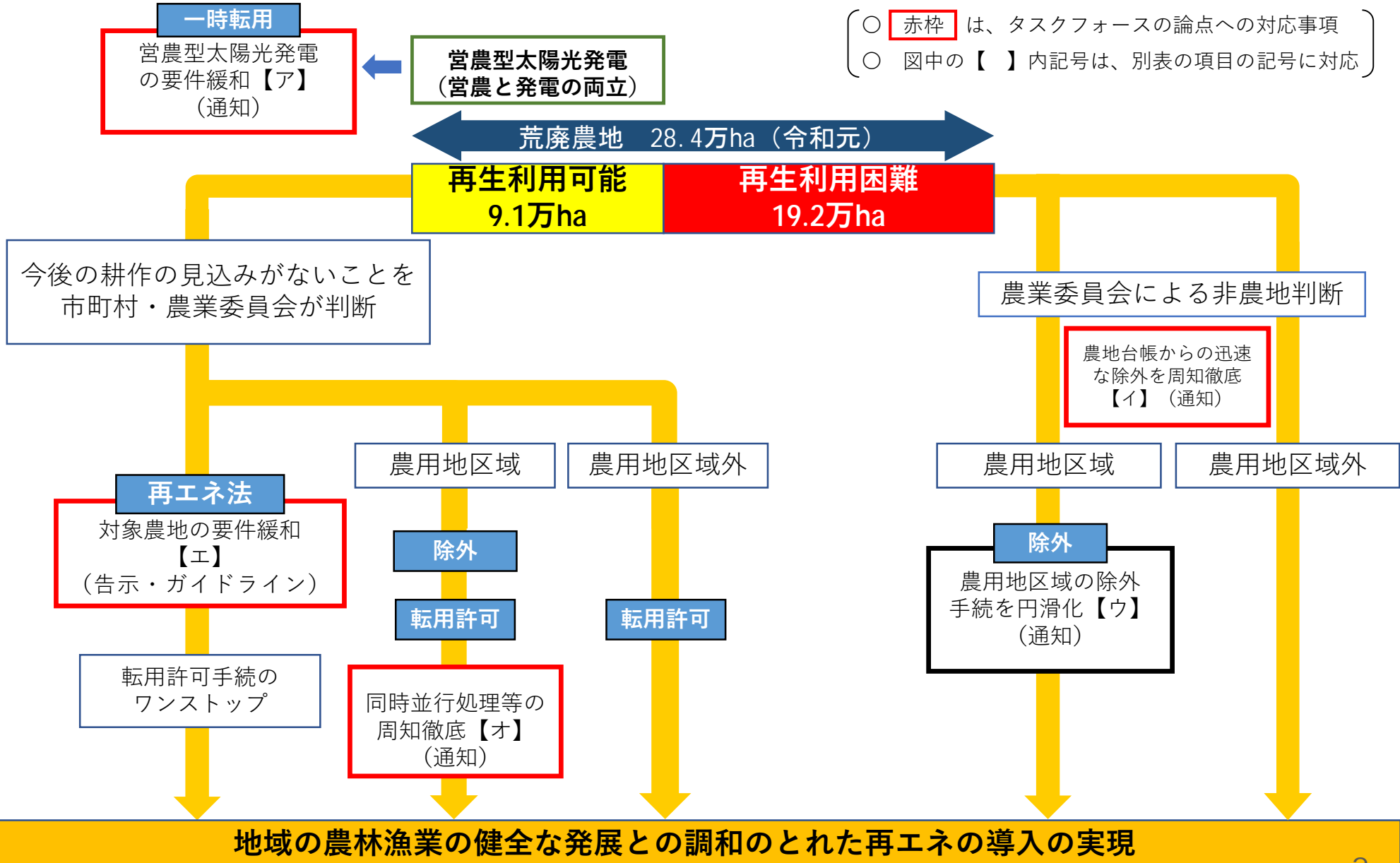
2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用規制等を見直す。



具体的な見直しの内容

- ① 営農型太陽光発電について、
 - ア 荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断。（通知）
 - イ 一時転用期間（10年以内）が満了する際、営農に支障が生じていない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知。（通知）
- ② 再生困難な荒廃農地について、非農地判断の迅速化や農用地区域からの除外の円滑化について助言。（通知）
- ③ 農用地区域からの除外手続、転用許可手続が円滑に行われるよう、同時並行処理等の周知徹底。（通知）
- ④ 農山漁村再エネ法による農地転用の特例の対象となる荒廃農地について、3要件のうち、生産条件が不利、相当期間不耕作の2要件を廃止し、耕作者を確保することができず、耕作の見込みがないことのみで対象となるよう緩和。（告示・通知）
- ⑤ 2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標については、エネルギー基本計画の策定を待って検討。

荒廃農地を活用した再エネの導入促進のための規制の見直しについて（概要）



注：上記のほか、営農型太陽光発電設備について、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知

再エネの導入に係る農地転用規制の課題と対応方針（概要）

	項目	課題	対応方針
ア	営農型太陽光発電 （一時転用の基準）	荒廃農地を活用する場合、許可基準である 単収の8割以上の確保が困難	荒廃農地を再生する取組については、 単収8割確保の要件は求めないこととし、発電設備の下部の農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断（通知）
		一時転用期間が 10年以内 であるため、金融機関からの資金調達が困難	発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じていない限り、 再許可による期間更新 がなされる仕組みである旨を周知（通知）
イ	再生利用困難な荒廃農地の非農地判断	再生利用困難な荒廃農地については、農業委員会における非農地判断が迅速に行われていないため、 自動的に非農地とすべき	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合にはその旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた 市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出 を行うよう通知を发出
ウ	農用地区域内の非農地の活用	非農地判断されても、農用地区域内である限り、引き続き、 用途・開発に制限 があり活用できない	非農地を農用地区域から除外 する場合のガイドラインを明確化し、除外手続を円滑化（通知）
エ	再生利用可能な荒廃農地の活用	再エネ法の対象となる「再生利用可能な荒廃農地」の条件が厳しく、活用が進まない 【条件：①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし】	再生可能な荒廃農地でも「耕作者を確保することができず、 今後耕作の見込みがない 」ことのみで対象にできるように要件緩和（再エネ法の告示・ガイドライン） ⇒モラルハザード防止の措置を併せて検討
オ	事前調整手続	事前調整についても標準処理期間を設ける等手続を 迅速化 すべき	関係機関の連携による 複数手続の同時並行処理 の徹底等について周知（通知）

※通知改正等で対応できるものは令和2年度内を目途に措置。